

学校感染症による出席停止について

梅光学院中学校・高等学校

下記の疾病の場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となり、登校することができません。医師に「出席停止についての意見書、診断書でも可」を記入していただき担任に提出後、登校可能となります。また、生徒がよくかかる溶連菌感染症（A 群溶結性レンサ球菌咽頭炎）、マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）、アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）について診断を受けた場合は、医師の診断を受け保護者が記入する「登校届」の提出をお願いします。

●対象疾患にかかった場合は、本校(083-227-1200)までご連絡ください。

対象 疾病	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る)	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	中東呼吸器症候群 (病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)	
	新型コロナウイルス感染症	
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが全て消失するまで

	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ	伝染の恐れがなくなるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（注）	

（注）「その他の感染症」は、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で学校医の意見を聞き、校長が判断する。

- ① 溶連菌感染症（A 群溶結性レンサ球菌咽頭炎）、マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）、アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）について診断を受けた場合は、保護者は「登校届」に主治医の指示内容を記入して学校へ提出する。
- ② 感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑、伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫 等上記①以外のその他の感染症については、原則として出校停止にならない。

★ 生徒が安心・安全に学校生活が送れるよう、ご理解とご協力をお願い致します。

基本的な感染予防、手洗い・うがい・咳エチケットとしてのマスク着用をお願い致します。学校で発熱した場合（37.5℃以上、その他の症状）、嘔吐下痢等の症状によっては集団の中に置くことができませんので、至急保護者に連絡をいたします。

【出典】 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

文部科学省（2013）学校において予防すべき感染症の解説

日本学校保健会（2018）学校において予防すべき感染症の解説

山口県医師会（2006）学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用改正について より抜粋

文部科学省（2020）新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について